

東北北海道整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成18年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道美瑛市	67	㊦	①②	2.49	(①石狩川流域 ②美瑛ダム)
2	北海道山越郡長万部町	42	㊦	③	2.60	(豊津浄水場)
3	北海道寿都郡黒松内町	54	㊦	①	2.57	(尻別川流域)
4	北海道勇払郡厚真町	45	㊦	—	2.68	(むかわ町の利水上重要な水源地带)
5	北海道足寄郡足寄町	25	㊦	①③	2.32	(①十勝川流域 ③大菅地区飲雑用水)
6	北海道川上郡標茶町	27	㊦	①	2.12	(釧路川流域)
7	青森県青森市(南津軽郡浪岡町)	5	㊦	①	1.97	(岩木川流域)
8	青森県黒石市	8	㊦	①②	1.41	(①岩木川流域 ②浅瀬石川ダム)
9	青森県上北郡七戸町(上北郡七戸町)	10	㊦	①	1.91	(駒込川～奥入瀬川流域)
10	岩手県盛岡市(盛岡市)	30	㊦	①②	1.98	(①北上川流域 ②網取ダム)
11	岩手県大船渡市(大船渡市)	6	㊦	③	2.12	(大船渡市浄水場)
12	岩手県久慈市(久慈市)	10	㊦	③	2.49	(久慈市上水道)
13	岩手県久慈市(久慈市)	6	㊦	②	2.50	(滝ダム)
14	岩手県釜石市	7	㊦	③	2.53	(荒川飲料水供給施設)
15	岩手県釜石市	5	㊦	③	2.53	(荒川飲料水供給施設)
16	宮城県登米市(本吉郡津山町)	21	㊦	①	2.57	(北上川流域)
17	宮城県栗原市(栗原郡花山村)	13	㊦	①②	2.16	(①北上川流域 ②小田ダム)
18	宮城県栗原市(栗原郡花山村)	13	㊦	①②	2.16	(①北上川流域 ②花山ダム)
19	宮城県栗原市(栗原郡栗駒町)	9	㊦	①	2.16	(北上川流域)
20	秋田県横手市(平鹿郡大森町)	12	㊦	①	2.26	(雄物川流域)
21	秋田県鹿角市	20	㊦	①	2.48	(米代川流域)
22	秋田県由利本荘市(由利郡由利町)	21	㊦	①③	2.30	(①子吉川流域 ③黒森川第三貯水池)
23	秋田県雄勝郡羽後町	2	㊦	①	2.24	併括管理(雄物川流域)
24	山形県尾花沢市	6	㊦	①	2.08	(最上川流域)
25	山形県西置賜郡飯豊町	65	㊦	①	2.50	(最上川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ㊧：散生地 ㊨：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する重要流域 ②：ダム等の上流域 ③：水道施設等(設置予定を含む)の上流域
④：過去に濁水等が発生した市町村の上流域 —：重点化基準に該当しない

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。(緑資源機構業務方法書 第20条)